

## 外来腫瘍化学療法診療料の取り組みについて

当院では、安全かつ適切な外来化学療法を実施するため、下記の項目に係る対応を行っております

1. 専任の医師，看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され，本診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を構築しております
2. 急変時等の緊急時に入院できる体制を確保しております
3. 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し，承認する委員会を設置しております